

13. 倫理委員会

委員長 宮 野 武

1. 行政処分を受けた会員について

厚生労働省より不正行為を行った医師に対して行政処分のあった本会会員には、定款第10条に基づき、懲戒処分をしている。

対象会員には、行政処分で下された医業停止期間に合わせて、学会活動停止の懲戒処分を予定し、定款施行細則第12号の懲戒に関する規則に則り、調査委員会により調査の上、昨年度の懲戒処分者は、6名であった。

14. 外科医の労働環境改善のための委員会

委員長 田 林 暁 一

委員会を7月1日、10月30日に開催し、労働環境改善の方策として、医療の分業化として具体的に周術期医療チームを検討するため、米国で麻酔看護師として活躍している岩田恵里子氏を招いてCRNA (Certified Registered Nurse Anesthetist) の現状について意見交換を行った。

また、専門性を獲得した外科医が外科医でないとできない仕事に専念できるような就労環境を構築するシステム改革も必要であり、システム改革を推進するために、わが国の外科医の専門性発揮、生産性や効率などの実態を把握し、データをもって社会に働きかけることを目的として、「外科医週間タイムスタディ調査」を実施し、現在解析中である。

アンケート調査にご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

また、NP (nurse practitioner)、PA (physician assistant) に関する要望書 (巻末) を厚生労働省医政局の杉野医事課長とチーム医療推進に関する検討会の永井座長宛てに提出した。

本委員会が推奨した研究が平成20年度厚生労働科学研究費補助金 (研究課題「新しいチーム医療体制確立のためのメディカルスタッフの現状と連携に関する包括的調査研究」) に採用され、平成21年度も継続され、班会議を5月1日、8月3日、10月30日、1月13日に開催した。現在平成22年度の継続申請中である。

厚生労働省主催の「チーム医療の推進に関する検討会、座長：永井良三東大教授」において、厚生労働省から比較的侵襲性の高い医行為を自律的に実施し得る「特定看護師」(仮称) 養成、および特定看護師養成課程の評価機構に関する素案が提出された。今後、試行を経て、評価される予定になっている。

15. 女性外科医支援委員会

委員長 寺 本 龍 生

委員会を5月26日、8月27日、9月24日、10月29日、1月28日に開催、その間、第110回定期学術集会特別企画「女性外科医の勤務継続とキャリアアップのために何が必要か？」とサージカルフォーラムの内容を検討した。

第28回日本医学会総会より、共同企画の提案があり、演者などの推薦やプログラムの検討をした。

本委員会は、本会の将来計画委員会内に設置された「アクションプランワーキンググループ」でまとめた「女性外科医の会」(仮称)の発足を目指して、支援するために新設された経緯があり、発足に向けて準備などを行い、11月20日に「日本女性外科医会」(英語名: Japan Association of Women Surgeons(JAWS))が発足され、4月10日に第1回定例会を行う予定である。女性会員への紹介や男性は準会員として参画いただければ幸いである。発足にあたり、ご協力いただいた関係者に感謝申し上げます。

なお、日本女性外科医会が発足されたが、本委員会は日本女性外科医会からの連絡窓口として継続される予定である。

16. 定款委員会

委員長 宮 崎 勝

今回提示する定款施行細則の改正案は、現状に則して定款施行細則の不備を補うため、定款委員会および理事会において審議の結果、成案を得たものです。

これらの改正案は本日の通常総会に上程して、ご審議をお願いしたい。

なお、本日の円滑な議事の進行に資するため、あらかじめ代議員各位にお届けしてご検討をお願い済みであることを申し添える。

1. 社団法人日本外科学会役員・代議員等選任規則(定款施行細則第3号)改正案

- 平成22年3月1日から施行する経過措置を当該箇所に取り込んだ改正です。(第20条, 第65条)
- 学会以外の研究会やその他の団体(例: 日本女性外科医会)にも非選挙代議員の候補者の推薦を依頼できるようにする改正です。(第43条, 第44条)

2. 社団法人日本外科学会外科専門医制度規則(定款施行細則第10号)改正案

- 認定登録医の資格の新設に伴う改正です。
 - ・指定施設の申請条件に追加しました。(第20条, 第28条)
 - ・登録条件や審査方法などを明示しました。(第45条~第51条)
 - ・平成22年度から平成24年度までの間は、国会認定医が認定登録医の登録を申請できる暫定措置を設けました。(第52条)
 - ・平成24年度から、認定登録医が外科専門医の認定を申請できる経過措置を設けました(第63条第1項第2~3号)。
 - ・平成25年度から、指導医の申請条件に追加する経過措置を設けました。(第63条第1項第8~12号)
 - ・平成24年度から、外科専門医の更新認定申請者が診療経験以外の更新条件を充足していれば、認定登録医に登録される経過措置を設けました。(第63条第1項第12号)
- 平成22年3月1日から施行する経過措置を当該箇所に取り込んだ改正です。(第34条, 第40条, 第41条, 第45条)
- 平成21年度をもって、国会認定医から外科専門医への移行措置が終了いたしましたので、該当条文を削除した改正です。(第52条)

3. 社団法人日本外科学会外科専門医制度規則施行規定改正案

- 予備試験(筆記試験)の採点結果を、部分的(ランク付のみ)に開示できるようにする改正です。(第10条)
- 認定登録医の資格の新設に伴う改正です。(第13条, 第18条, 第20条~第22条, 第48条, 第50条)

条, 第 55 条)

○平成 22 年 3 月 1 日から施行する経過措置を当該箇所に取り込んだ改正です。(第 38 条, 第 42 条, 第 43 条)

○平成 21 年度をもって, 本会認定医から外科専門医への移行措置が終了いたしましたので, 該当箇所を削除した改正です。(第 51 条)

*その他, 文言の統一化を図り, 表現を明確化いたしました。

4. 基本財産運用益使用に関する施行規定新設

基本財産運用益使用に関する施行規定の新設です。

5. 各種基金に関する施行規定新設

各種基金に関する施行規定の新設です。

これに伴い, 現在の「公益法人事業基金に関する施行規定」は発展的に廃止となります。

17. 財務委員会

委員長 上 本 伸 二

平成 21 年度収支決算と平成 22 年度予算を、顧問公認会計士と協議の上で作成して理事会に答申したところ、答申どおりに議決されたので、総会に上程する（資料別添）。

なお、所轄の文部科学省の指導監督に従い、本法人の財務を以下のように大幅に改善したので、留意願う。

- ・最新の公益法人会計基準に則って財務諸表を作成し、収支決算を行う。旧基準に則った平成 20 年度収支決算（既に議決済み）も新しい基準で財務諸表を作り直して、総会の再議決を求める。
- ・定期学術集会事業を特別会計化して管理し、本法人の会計期間毎（3 月～翌 2 月）に区切って収支決算を行う。
- ・共通経費は一般会計と特別会計、および事業費と管理費に適宜按分して配賦する。
- ・固定資産は基金化して、規定の下に適正に管理運用する。

また、平成 23 年度から会費の口座振替（自動引落）化を導入するので、併せて留意願う。

18. 情報・広報委員会

委員長 岩 中 督

1. 会員向けオンラインサービスについて

会員情報検索・修正システム、外科専門医システム、学術集会参加履歴登録システム、各種申請システムなどを運用・管理し、必要に応じて修正を加えている。

現在、会員向けオンラインサービスの登録者数は 26,650 人である。

ホームページの更新作業は随時行っている。

2. 市民講座について

- ・第 36 回市民講座について

田中雅夫前会頭が決定したテーマ、およびプログラムで平成 21 年 4 月 5 日（日）に福岡市で開催した。講演内容の動画については、ホームページ上で配信している。

- ・第 37 回市民講座について

平成 22 年 3 月 28 日（日）に名古屋市で開催された。講演内容については、編集作業が終了次第、ホームページ上で配信することとなっている。

3. メールマガジン、Web 広告について

メールマガジンの発行を引き続き毎月 1 回、継続的に行なっている。メールには雑誌目次・学術集会情報・学会関係の各種お知らせ・広告（有料）を掲載している。現在、メールアドレスを登録されている約 28,000 人の会員に配信している。

Web 広告はバナー広告：2 件、メールマガジン内広告：12 件の掲載を認めた。

4. 手術症例データベース構築について

外科関連専門医制度委員会からの依頼により、手術症例データベースワーキンググループに参加した。

19. 総務委員会

委員長 宮 崎 勝

1. 定期学術集会運営委託業者について

第111回定期学術集会の運営委託業者は、4社から企画書および見積書を取寄せ、委員会(プレゼン形式)によって業者を選考した。

2. 事務局体制について

事務局体制の見直しを図り、顧問社会保険労務士の指導の下、現行の労働基準法に則して職員の就業規則の改正を行い、新たに職員1名を雇用した。また、外科系学会社会保険委員会連合(外保連)と業務委託に関する覚書を締結し、担当職員の配置および作業場所の使用に応じた委託費の支払を受けることとした。

3. 事務所会議室の貸与について

他学会・研究会などに事務所の会議室を貸与しているが(1時間当たり5,000円;巻末申込書)、本年度は日本外科学会連合学会、日本消化器病学会、日本小児外科学会、日本食道学会など、延べ39件の申込みがあった。

20. 将来計画委員会

委員長 宮 崎 勝

委員会を6月24日に開催し、公益法人制度改革に伴う対応の他、理事や代議員の定数のあり方、定期学術集会の運営のあり方について検討を行った。

1. 公益法人制度改革に伴う対応

平成20年度通常総会において、本会は公益社団法人の認可を目指す方向性が承認されたが、その時点では明確ではなかった制度改革内容の詳細が公開されてきたので、改めて公益社団法人と一般社団法人の差異を比較して、本会の採るべき方向性について検討を行った。

その結果、公益社団法人に対する税制優遇措置は本会の運営内容においてはメリットがほとんどないことを確認した。

また、本会の事業の大半は公益事業ではなく、共益事業に区分される見込みなので、事業の半分以上は公益事業でなければならないという公益社団法人の条件をクリアしていないことも確認した。

そこで、期限の平成25年11月30日までに、まずはセーフティネットのためにも一般社団法人への移行手続きを進めつつ、他学会の状況等に合わせて公益社団法人化の手続きに変更できるようにしておくという方向性を理事会に答申した。

2. 理事・代議員の定数のあり方

代議員の総数を増やすことや女性及び非大学関係者の割合を増やすことは必要であるが、選出方法に何らかの工夫を凝らさなければ、かえって領域や所属などのアンバランスが拡大する懸念がある旨を理事会に答申した。

3. 定期学術集会の運営のあり方

各会頭のオリジナリティを残しつつ、本会がどこまで主体的に関与するかというのはとても難しい問題

なので、継続審議とした。

21. 選挙管理・選挙制度検討委員会

委員長 和田 洋 巳

役員・代議員等選任規則に従い、選挙代議員選任に関する諸手続きを進めた。代議員選挙として、平成22年2月15日（月）午後5時までに事務局宛てに到着した投票用紙を、翌16日（火）に開票し、別記（172～173頁参照）の通り当選者が決定したので、本会雑誌第111巻第2号に公告した。任期は平成22年2月16日（火）から平成24年2月15日（水）までとなる。

なお、次期（平成24年2月実施）の代議員選挙から、選挙の有権者は会員歴2年以上に変更となるので、留意願う。

22. 非選挙代議員候補者選考委員会

委員長 里 見 進

役員・代議員等選任規則に従い、平成21年度通常総会において、非選挙代議員候補者の推薦を依頼する関連学会として、日本救急医学会、日本胸部外科学会、日本形成外科学会、日本呼吸器外科学会、日本消化器外科学会、日本小児外科学会、日本心臓血管外科学会、日本内分泌外科学会、日本乳癌学会、日本麻酔科学会および日本臨床外科学会の11学会が決定された。そこで、各関連学会代表者宛てに、それぞれ2または3名以内の非選挙代議員候補者を推薦していただくように依頼した。

その結果、別記（3頁参照）の通り推薦をいただいた（日本形成外科学会と日本消化器外科学会は推薦を辞退）。選考の後、その方々を非選挙代議員候補者と決定し、第2次有権者名簿上に公告した。